

# 佐伯市農業農村整備事業 3次元測量試行要領

(令和5年6月13日)

## 1 目的

本要領は、佐伯市農業農村整備事業における測量業務にて、情報化施工を目的とした3次元測量を行う場合の必要な事項を定めたものである。

## 2 対象業務

原則、ほ場整備工事（面整備）を対象とし、その他工種については必要に応じて実施できることとする。

## 3 発注方法

発注者の指定により3次元測量を実施する。

## 4 測量手法の選定

測量手法は「UAVレーザ測量」による手法を標準とするが、植生被覆がない、または植生被覆が少ない場合は、「UAV写真測量」を選定できるものとする。

なお、これにより難しい場合は別途考慮すること。

## 5 業務費の積算

業務費の積算は、歩掛見積りを3者以上から徴収して決定する。

ただし、徴収した見積額と、選定した測量手法に対応した下記に示す標準歩掛を用いて積算した金額を比較し、安価な方を採用する。

なお、これにより難しい場合は別途考慮すること。

### (1) UAVレーザ測量における標準歩掛

「設計・調査・測量業務積算基準及び標準歩掛と積算運用の手引き」（大分県土木建築部）の第1章 測量業務 第1.1節 三次元点群測量 1-3 UAVレーザ測量

### (2) UAV写真測量における標準歩掛

「設計・調査・測量業務積算基準及び標準歩掛と積算運用の手引き」（大分県土木建築部）の第1章 測量業務 第1.1節 三次元点群測量 1-1 UAV写真測量

## 6 特別仕様書への条件明示

特別仕様書に別紙-1の記載例を参考に記載する。なお、記載例にないものについては個別に作成する。

## 7 基準等

受注者は下記基準等に基づき業務を実施すること。

- (1) 情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）
- (2) 大分県農業農村整備事業測量作業規程
- (3) 「UAVを用いた公共測量マニュアル（案）」（国土地理院）
- (4) 「UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）」（国土地理院）
- (5) 「無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（国土地理院）
- (6) 「公共測量におけるUAVの仕様に関する安全基準（案）」（国土地理院）
- (7) 「地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）」（国土地理院）
- (8) 「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）」（国土地理院）

## 8 留意事項

3次元測量は、現場形状を把握するために、伐採後の地盤の地形測量を実施する必要がある。

## 9 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

## 10 施行期日

本要領は、令和5年6月15日以降に起案する業務から適用する。

## 別紙－ 1（特記仕様書記載例）

### 第〇条 3次元測量

- 1 本業務は、発注者の指定により3次元点群測量を行うものとする。
- 2 受注者は、佐伯市農業農村整備事業3次元測量試行要領に基づき業務を実施しなければならない。
- 3 受注者は、佐伯市農業農村整備事業測量作業規程等に基づく電子成果品を提出する。
- 4 受注者は、測量成果として、2次元の図面のほか、「三次元点群データファイル」（ヘッダ行を含むCSV形式又はLAS形式）等を納品しなければならない。
- 5 受注者は、UAV等の機器の操作については、再委託できるものとし、再委託を行う場合には、測量業務共通仕様書第1130条により、発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。
- 7 測量業務共通仕様書の規定に基づき、受注者は、発注者が行う測量法の公共測量に関する諸手続きに協力すること。